

中央会

組合活性化情報



2007.4
No.510

わかやま

- 和歌山県中小企業融資制度
- ステップアップ講座
- トピックス
～青年中央会近畿ブロック交流会～
- 会員だより「中央卸売市場で鍋まつり」



2007.4

W A K A Y A M A

Contents

今月のトピックス	1
● 青年中央会近畿ブロック会議	
ステップアップ講座	2
● 「地域中小企業の新たな事業展開」PART I	
施策情報	4
● 和歌山県の中小企業融資制度	
和歌山県人事異動	8
改正『消費生活用製品安全法』	10
中小企業大学校関西校研修	10
会員だより	11
● 第2回鍋まつり	
中央会だより	12
● 情報連絡員会議	
● 改正組合法説明会	
● 役員会	
● 65歳継続雇用導入プロジェクト	
● 活性化情報編集委員会	
高年齢者雇用確保措置	15
全国先進組合事例	16
地域の就職支援活動	19
情報連絡員報告	20
共済制度のご案内	22

今月の トピックス



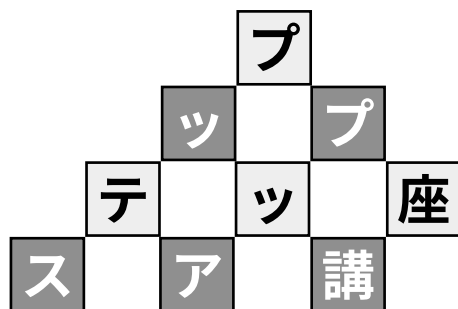
近畿ブロック交流会を 和歌山県で開催

3月9日（金）、海南市の紀州漆器伝統産業会館「うるわし館」で近畿ブロック青年中央会交流会を開催し、近畿ブロック各府県から17名、和歌山県から18名が参加しました。

今回の交流会は、和歌山の魅力を知って頂くと共に交流会・懇親会を通じて参加者同士の相互交流を深め、青年部活動の新たな事業展開を図るものです。

交流会では、最初に漆芸家の山田健二先生より紀州漆器の歴史や現状等についてご講演頂き、山田先生ご指導のもと、漆器の蒔絵体験を行いました。続いて紀州漆器（協）青年部よりうるしの木を使った作品や漆器まつりの取組みなどの活動状況が報告された後、質疑応答・意見交換を行い、その中で新たな連携につながればと考えています。

最後に場所を移して和歌山の料理（クエ鍋）を楽しみながら情報交換を行い、参加者にとって“和歌山”に触れる一日となりました。



～「地域中小企業の新たな

PART I

景気は回復基調にあるといわれていますが、地方、特に中小企業にとってまだまだ程遠いものがあります。このような環境の中、中小企業が新たな事業展開をしていくためには、経営革新や経営改善を図る必要があります。これは、経営者が強い変革の意思を持ち、企業の目的・目標を明確にし、現状分析に基づく計画・

戦略を策定し、それを厳格に実施できるシステム構築により達成できるものであると考えます。

地域経済を担う中小企業が明確な経営指針の作成とそれを実践していくマネジメントシステムの構築をおこなうことが企業の持続的発展には欠かすことができません。

1 経営指針の作成

経営者がリーダーシップを発揮して、経営者と従業員が一体感を保ちながら企業の発展という共通意識をもつために、経営指針を作成する必要があります。経営指針は、経営理念、経営方針、経営計画の3項目で構成されます。地域中小企業が新たな事業展開を考えるとまずは経営指針の作成を行ってください。

経営理念は、何のために企業を経営しているのか、どのような企業にしたいのかを明確にするものです。

たとえば、「××××××を通して地域文化の向上に貢献する」「経営者、従業員、取引先ともににより優れた生活水準を目指す」というような文章で表します。

経営方針は、経営理念の完遂のためには何をすべき

かという経営戦略を考えるものです。

経営計画は、経営理念、経営方針をもとにした具体的な数字の入った3カ年計画を作成し、さらに1年の計画に落とし込んでいきます。

さらに、経営計画については毎月定期的の実績と計画の比較をし、それに基づいて企業発展の方向に軌道修正をすることが大切です。いわゆる、P（計画を立てる）⇒D（実行する）⇒C（計画と実績の差額をチェックしてどこに問題があったのかを探る）⇒A（問題点を解決すべく次の新しいアクションをおこなう）のサイクルの繰り返しです。

2 経営理念の作成

経営理念は（1）何のために会社を運営しているのか、（2）どのような会社になりたいのか、（3）大切にしている価値観人生観、（4）顧客、取引先、仕入先に対する基本姿勢、（5）従業員に対する基本姿勢、（6）地域社会や環境に対する基本姿勢を考えた上で、2～3項目にまとめたものです。経営理念は経営者の

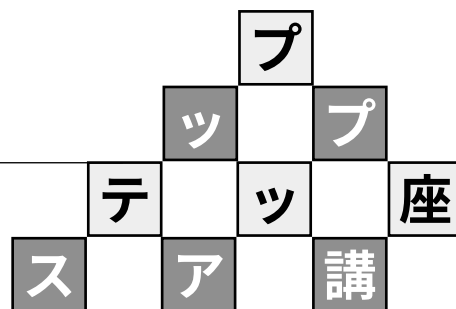
熱い思い入れですが、従業員に受け入れられるようなものでなくてはなりません。

経営理念の策定によって次の効果が期待されます。

①経営者の生きる姿勢が確立できます。②企業の社会的存在意義が明らかになります。③経営者と従業員の共通の土俵作りができます。

事業展開」～

中小企業診断士 奥村博志



3 経営方針の作成

経営方針は 企業の進むべき基本的方向と目標であり、経営理念実現の課題ともいえるものです。それゆえ、経営理念を念頭において（1）商品・市場・サービス等についての事業展開の方向と目標、（2）従業員にとって働きがいのある会社、（3）企業の社会的役割、（4）業績向上のための方向と目標を考慮して経営戦略を考えます。

そのために、外部環境と内部環境の分析を行います。外部環境はマクロとミクロに分けられますが、数多くの項目があります。しかし、すべての項目を分析する必要はなく、自社の業務に関係するものだけに絞ればいいでしょう。

内部環境分析では自社の経営資源分析をおこない、商品・技術・サービス力、営業力、組織・人事力、マネジメント力、財務・資金力について現状の強みと弱みを分析し、将来あるべき姿を見出していこうとするものです。強みをさらに強くし、弱みをいかに強みに変えるかの課題を見出し、解決策を考えていきます。いわゆる、SWOT分析と呼ばれているものです。

経営方針の策定によって次の効果が期待されます。

①自立型企業が目指せます。②自主的従業員が育てきます。③地域とのかかわりを大切にするようになります。④長期持続する企業が目指せます。

4 経営計画の作成

まず、中期利益計画として3カ年の利益計画を作成します。利益計画表は損益計算書の様式を参考にしてください。

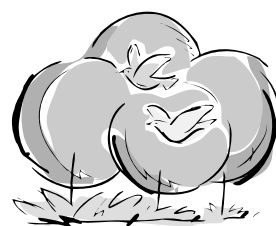
3カ年の利益計画を作成するうえで重要なことは、売上高、売上総利益、経常利益、1人当り経常利益等の数値目標を考えることです。

次に、現状と3年後の姿のギャップを埋める意味で2年後、1年後の利益計画を作成します。1年後の利益計画では、今期の重点課題としての経営目標を文章で明確に表現し、経営目標達成のための手段・方策として販売計画、生産計画、設備計画、新製品開発計画、人材採用・教育計画、労働条件改善計画等の各種計画

の基本方針を考えていきます。

経営方針を3カ年計画にまとめることによって次の効果が期待されます。

①3年後の企業の絵が描けます。②3年後の到達目標が定まります。③事業展開の具体案が固まります。④働きがいのある企業が目指せます。



平成19年度和歌山県中小企業融資制度

この制度は、中小企業の事業活動に必要な資金を県と金融機関が協調して融資することにより、その経営の安定、体質の強化、近代化及び合理化を図り、中小企業の発展に資することを目的としています。

資金	枠	融 資 対 象	資 金 使 途	融 資 限 度 額
① 振興対策資金	一 般	次のいずれにも該当する方 1. 県内の中小企業者で、保証協会の保証対象となる方 2. 融資申込日現在において県内で事業を行っている方	近代化、経営の改善及び合理化の促進等に必要 設備資金 事業活動に必要な 運転資金	所要資金の90%以内で 5,000万円 5,000万円
	組 合	次のいずれにも該当する方 1. 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体その他商工組合中央金庫の融資対象となる組合及びこれらの組合員 2. 和歌山県中小企業団体中央会の指導員による指導を継続して受けている団体又はその構成員にあっては、中央会会長の推せんを受けた方	福利厚生施設整備資金 設備近代化資金 組合共同施設設備資金 協業化諸施設設備資金 運転資金	組合 1億円 組合員 5,000万円
	環 境	和歌山県振興対策資金（環境枠）借入申込に係る対象施設等認定要領に基づく対象施設の申請を行い、知事の認定を受けた方で、当該申請に従って対象施設の整備を実施する方	環境保全施設整備等に必要な 設備資金 運転資金 （運転資金はアスベスト関連施設に限る）	5,000万円 （設備資金は所要資金の90%以内）
② 短期決済資金	一 般	県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている方	運転資金	2,000万円
	売 債	1. 県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている方 2. 事業者に対する売掛債権を保有し、それを担保提供できる方	運転資金 （当該資金（根保証）を継続利用するための既往借入金の返済資金を含む）	2,000万円
③ 経営支援資金	一 般	次のいずれかに該当する方 1. 事業活動に支障を生じているものとして知事が定める不況業種を主たる事業とする方 2. （財）わかやま産業振興財団に下請企業として登録している中小企業者であって、別途定める取扱基準に基づく同財団理事長の証明を受けた方 3. 最近3か月の平均売上高が前年若しくは2年前又は3年前の同期の月平均売上高に比して5%以上減少している方 4. 破産手続開始、民事再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て（以下「破産等の申立」という。）を行った企業又は銀行取引停止処分を受けた企業（以下「倒産企業」という。）との取引で次のいずれかに該当する方のうち、倒産企業が破産等の申立を行った日又は銀行取引停止処分を受けた日から1年以内に融資申込みを行う方 （ア）倒産企業に対して50万円以上の売掛金等の未収債権（以下「未収債権」という。）を有する方 （イ）倒産企業に対して有する未収債権が50万円未満であるが、全取引額のうち倒産企業との取引額が20%以上の方	運転資金	3,000万円
	セーフティ	中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第8号までの規定に基づく特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方で、事業活動に支障を生じている方		上記一般枠の融資限度3,000万円と併せて 5,000万円
④ 小企業応援資金	一 般	県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている小規模企業者（右上の欄外※を参照）	近代化、経営の改善及び合理化の促進等に必要 設備資金	所要資金の90%以内で、 2,000万円
		県内の中小企業者で、融資申込日現在において保証協会の保証対象となる事業を行っている小企業者（右上の欄外※を参照）	事業活動に必要な 運転資金	2,000万円
	組 合	次のいずれにも該当する方 1. 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体その他商工組合中央金庫の融資対象となる組合の組合員 2. 和歌山県中小企業団体中央会の指導員による指導を継続して受けている団体の構成員で中央会会長の推せんを受けた方	福利厚生施設整備資金 設備近代化資金 組合共同施設設備資金 協業化諸施設設備資金 運転資金	組合員 5,000万円
	特 小	次のいずれにも該当する方 1. 小規模企業者の個人、法人、事業協同小組合又は企業組合 2. 1箇年以上引き続き県内において同一の業種に属する事業を行っている方 3. 税額のある次の諸税のいずれかを完納している方 （ア）源泉徴収による所得税以外の所得税（法人の場合は、法人税） （イ）事業税 （ウ）県民税又は市町村民税の所得割又は法人税割 4. 協会保証付きの債務（特別小口を除く。）がない方	設備資金 運転資金	中小企業信用保険法第3条の3第1項に規定する額 現行：1,250万円

- ※ 融資制度は、平成19年4月1日現在のものです（金融情勢の変動により金利等を変更することがあります。）。
- ※ 表中「小規模企業者」とは、従業員数20人以下（ただし、商業、サービス業は5人以下）の個人、法人をいいます。
- ※ 表中「小企業者」とは、従業員数9人以下（ただし、商業、サービス業は4人以下）の個人、法人をいいます。
- ※ 融資の申込先は、本表の受付機関になっていますが、その際、商工会議所又は商工会を経由して融資を申し込むことができます。
- ※ 信用保証料は保証協会所定の保証料率区分に応じて県が一定割合を負担しています。（最大0.7%を負担）

融 資 利 率	信用保証及び信用保証料率	融資期間	償 還 方 法 (据置期間)	保証人・担保	取 扱 金 融 機 関	受 付 機 関 (申 込 先)
年2.20%以内 (ただし、環境枠の アスベスト関連施 設の場合は年1.00 %以内)	必 要 保証協会の所定の条件による (ただし、組合枠は必要に応じ て「要」)	10年以内	割賦償還	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	三菱東京UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 みずほ銀行 商工組合中央金庫 紀陽銀行 南都銀行 泉州銀行 百五銀行 第三銀行 関西アーバン銀行 きのくに信用金庫 湯浅信用金庫	取扱金融機関 ただし、組 合 枠は中小企 業 団 体 中 央 会 又 は 商 工 組 合 中 央 金 庫
		7 年 以 内	据置なし			
		設 備 資 金 10年以内 運 転 資 金 7 年 以 内	割賦償還 据置 設 備 資 金 1年以内 運 転 資 金 6か月以内			産業支援課 又は 振興局 産業総務課
年1.60%以内	必 要 保証協会の所定の条件による	1 年 以 内	割賦償還 据置なし	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による		取扱金融機関
	年0.55%		金融機関所定 の償還方法に よる			
年1.40%以内	必 要 保証協会の所定の条件による	7 年 以 内	割賦償還 据置 1年以内	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	新宮信用金庫 近畿産業信用組合 ミレ信用組合 和歌山県医師信用組合 和歌山県信用 農業協同組合連合会 わかやま農業協同組合 ながみね農業協同組合 紀の里農業協同組合 岩出市農業協同組合 紀北川上農業協同組合 ありた農業協同組合	取扱金融機関
	年0.70%					
年1.40%以内	必 要 保証協会の所定の条件による	7 年 以 内	割賦償還 据置 1年以内	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	紀州中央農業協同組合 グリーン日高農業協同組合 みなべいなみ農業協同組合 紀南農業協同組合 みくまの農業協同組合 ただし、振興対策資金及び小 企業応援資金の組合枠につい ては取扱金融機関を商工組合 中央金庫とする。	取扱金融機関 ただし、組 合 枠は中小企 業 団 体 中 央 会 又 は 商 工 組 合 中 央 金 庫
	年0.70%	設 備 資 金 10年以内 運 転 資 金 7 年 以 内	割賦償還 据置 設 備 資 金 1年以内 運 転 資 金 6か月以内			
		6 年 以 内	割賦償還 据置なし	不要		

資金	枠	融 資 対 象	資 金 使 途	融 資 限 度 額
⑤ 新規開業資金	一般	経験や資格等を生かして、独立して新たに事業を開始しようとする方（開業後5年未満の方を含みます。）で、次のいずれかに該当する方 1. 法律に基づく資格を有し、その資格を生かして事業を開始しようとする方 2. 特許法、実用新案法又は意匠法に基づく設定登録を受けた技術をもって新たに事業を開始しようとする方 3. 同一企業に継続して3年以上、かつ同一業種に通算して7年以上勤務し、退職後1年以内に同一業種の事業を営もうとする方（法人役員経験者を含みます。）	設備資金	所要資金の70%以内で 1,000万円
			運転資金	所要資金の70%以内で 500万円
⑥ 資金繰り安定資金	創業	独立して創業しようとする方（開業後5年未満の方を含みます。）で、次のいずれかに該当する方 1. 事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、1か月以内に個人で創業しようとする方 2. 事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、2か月以内に会社を設立して創業しようとする方 3. 中小企業者である会社が新たに設立する会社で、創業に関する具体的な計画を有する方 4. 事業を営んでいない個人が創業し、創業後5年未満の方 5. 事業を営んでいない個人が設立した会社で、創業後5年未満の会社 6. 会社が自らの事業を継続しつつ新たに設立した会社であって、創業後5年未満の会社	設備資金 運転資金	自己資金相当額以内で 1,500万円
	借換	次のいずれにも該当する方 1. 融資申込時において、和歌山県中小企業融資制度（和歌山県信用保証協会の保証付き）に係る借入金残高のある方で既往借入金（短期決済資金、元気わかやま資金、資金繰り安定資金及び平成19年度の県制度融資借入金は除く。）を返済しようとする方 2. 本制度を利用することにより、月々の返済負担を軽減することができる方 3. 資金繰りの円滑化及び経営の安定・改善に向けた適切な事業計画を有しており、本制度の融資期間内での完済が十分見込まれる方	返済資金 （県制度融資の残高と同額以内の協会保証付きプロパー資金の残高を含む） 運転資金	8,000万円
⑦ 成長サポート資金	再生	和歌山県再生支援協議会による支援決定により、再生計画書を策定し、それに基づいて事業再生を実施する方で、なおかつ、金融機関独自の融資を当該資金と同額以上受けることができる方	設備資金 運転資金	金融機関独自融資相当額以内で 1億円
	一般	次のいずれかに該当する方 1. 中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画を作成し、知事の認定を受けた方で、当該計画に従って経営革新のための事業を実施する方 2. 常用労働者（ただし、新卒者で、雇用保険の被保険者資格取得者に限る。）を3人以上雇用し、それに伴い設備資金（設備資金の利用に伴う運転資金を含む。）を必要とする方（ただし、雇用する予定の方（2か月以内に雇用する見込みの方を含む。）を含む。） 3. 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に基づく研究開発等事業計画を作成し、知事の認定を受けた方で、当該計画に従って事業を実施する方	設備資金 運転資金	5,000万円 5,000万円
⑧ 災害復旧対策資金	IT	次のいずれかに該当する方 1. 情報ネットワークを使い、商品の開発やサービスの提供、企業間取引を始める方 2. 経営の近代化・合理化等を行うため、IT機器を導入する方 3. デジタル情報の製作、ソフトウェア等の開発・支援、情報ネットワークの構築・運用等を行う方	設備資金 （ただし、IT関連設備に限る）	3,000万円
	認証	次のいずれかに該当する方 1. 国際標準化機構が制定した国際規格（ISO）の認証を取得するために設備の導入又は改修を行う方 2. 食品衛生法の総合衛生管理製造過程（HACCP）及び和歌山県食品衛生管理認定制度の認定を取得するために設備の導入又は改修を行う方 3. 上記1又は2の認証等を取得するための審査登録費用、コンサルタント費用等を必要とする方	設備資金 運転資金	2,000万円 （うち運転資金は1,000万円以内）
⑧ 災害復旧対策資金	災害対策基本法（昭和36年法律第223）第2条第1号に定める災害の復旧に要する資金であり、当該資金の適			

融 資 利 率	信用保証及び信用保証料率	融資期間	償 還 方 法 (据置期間)	保証人・担保	取 扱 金 融 機 関	受付機関 (申込先)
年2.20%以内	必 要 保証協会の所定の条件による	設 備 資 金 7 年 以 内 運 転 資 金 5 年 以 内	割賦償還	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	三菱東京UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 みずほ銀行	取扱金融機関
	年0.70%		据置 設備資金 1年以内 運転資金 6か月以内	不要 ただし、会社 代表者は連帯 保証人としま す。	商工組合中央金庫 紀陽銀行 南都銀行 泉州銀行 百五銀行 第三銀行	
年2.50%以内 (借換枠の返済資 金に協会保証付プ ロパー資金の残高 を含む場合は3.00 %以内)	必 要 保証協会の所定の条件による	8 年 以 内	割賦償還 据置なし	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による	関西アーバン銀行 きのくに信用金庫 湯浅信用金庫 新宮信用金庫 近畿産業信用組合 ミレ信用組合 和歌山県医師信用組合	取扱金融機関 ただし、 再生枠は産業 支援課
			割賦償還 据置 設備資金 1年以内 運転資金 6か月以内		和歌山県信用 農業協同組合連合会 わかやま農業協同組合 ながみね農業協同組合 紀の里農業協同組合 岩出市農業協同組合 紀北川上農業協同組合 ありだ農業協同組合 紀州中央農業協同組合 グリーン日高農業協同組合 みなべいなみ農業協同組合 紀南農業協同組合 みくまの農業協同組合	
年1.90%以内	必 要 保証協会の所定の条件による	設 備 資 金 7 年 以 内 運 転 資 金 5 年 以 内	据置 設備資金 1年以内 運転資金 6か月以内	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による		産業支援課 又は 振興局 産業総務課

用については、その都度別途定める。

和歌山県人事異動

商工観光労働部(旧商工労働部)商工政策局関係

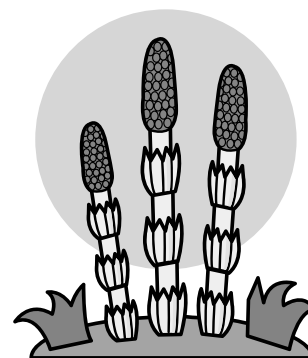
平成19年4月1日付

(入) 新 職 名	氏 名	旧 職 名
商工観光労働部長	永井 慶一	商工労働部商工政策局長
商工観光労働部 商工政策局長	木村 経多	商工政策局 商工労働総務課長
商工政策局商工観光 労働総務課長	近江 武志	福祉保健政策局 長寿社会推進課長
商工政策局商工観光 労働総務課副課長	平野 耕司	総務管理局人事課主幹
商工政策局商工観光労働総務課企画員 (株和歌山リサーチラボ総務企画)	高田 朋男	水産局水産振興課長補佐
商工政策局商工観光 労働総務課総括課長補佐	藤森 弘之	商工政策局産業支援課 新事業支援班長
商工政策局商工観光労働総務課 課長補佐兼計量指導班長	尾崎 孝	総務管理局総務事務 集中課総務事務班長
商工政策局商工観光 労働総務課総務班長	中口 匠	観光・ブランド推進局ブラン ド推進課総合調整班長
商工政策局商工観光労働総務課課長補佐 兼政策班長 兼政策審議室主任	児玉 征也	商工政策局商工労働総務課 政策班長兼政策審議室主任
商工政策局商工観光 労働総務課主任	服部 眞悟	政策審議室主任
商工政策局商工観光 労働総務課主任	南部 弘道	食の安全局生活衛生課 主任
商工政策局商工観光 労働総務課主任	小路 哲生	秘書課主査
商工政策局商工観光 労働総務課主任	井筒 博紀	商工政策局 商工労働総務課主査
商工政策局商工観光労働総務 課副主査(経済産業省に派遣)	播野 良和	総務管理局市町村課 副主査
商工政策局商工観光労働総務課 主事(日本貿易振興機構に派遣)	大原 広志	那賀振興局健康福祉部 主事
商工政策局商工観光 労働総務課主事	今井 宏和	採 用
商工観光労働部商工政策局商工観光労働 総務課償還指導室長(課長職)	田畑 嘉信	商工政策局商工労働 総務課償還指導室長
商工政策局商工観光労働 総務課償還指導室総括課長補佐	濱口 洋	文化国際課旅券班長
商工政策局商工観光労働 総務課償還指導室主任	片山 友希	総務管理局総務事務 集中課主任
商工政策局商工観光労働 総務課償還指導室主任	清水 真己	商工政策局 商工労働総務課主任
商工政策局商工観光労働 総務課償還指導室主任	中島敬三郎	商工政策局 商工労働総務課主査
商工政策局商工観光労働 総務課償還指導室主査	西山 隆規	海草振興局建設部主査
商工政策局商工観光労働 総務課償還指導室主事	野間 研司	紀中県税事務所主事
商工政策局商工観光労働総務 課償還指導室副主査	石谷 典久	商工政策局 商工労働総務課副主査

(入) 新 職 名	氏 名	旧 職 名
商工政策局商工振興 課長	田熊 俊明	総務管理局総務学事課企画員 (県立医科大学事務局病院課長)
商工政策局商工振興課 副課長	山崎 良彦	商工政策局商工労働 総務課総務班長
商工政策局商工振興課 商業振興班長	山下 芳弘	商工政策局商工労働 総務課主任
商工政策局商工振興課 工業振興班長	中島 寛和	商工政策局商工振興課 主任
商工政策局商工振興課 産業ブランド推進室長	藤本 陽司	総務管理局行政 経営改革室副室長
商工政策局商工振興課 主査	倉橋 明大	総務管理局人事課主査 (西日本旅客鉄道(株)に派遣)
商工政策局商工振興課 主査	近西 輝明	福祉保健政策局 長寿社会推進課主査
商工政策局商工振興課 主査	北廣 桂	観光・ブランド推進局 観光交流課主査
商工政策局商工振興課 副主査	深田 崇史	総務管理局財政課副主査
商工政策局商工振興課 副主査	大谷 元彦	都市住宅局住宅環境課 副主査
商工政策局商工振興課 副主査	木村 寿宏	伊都振興局建設部副主査
商工政策局商工振興課 副主査	坂口 敦子	労働委員会事務局副主査
商工政策局産業支援課長	藤本 拓司	計画局企画総務課科学 技術振興室長
商工政策局産業支援課 新事業支援班長	細川 一也	商工政策局商工労働総務課 主任
商工政策局産業支援課 課長補佐兼企画調整班長	吐前 聖二	商工政策局産業支援課 企画調整班長
商工政策局産業支援課主任 (わかやま産業振興財団)	中島 直樹	環境政策局循環型 社会推進課主任
商工政策局産業支援課主任 (わかやま産業振興財団)	西 正也	企業立地局公営企業課 主任
商工政策局産業支援課 主査	笹 雅量	県東京事務所主査
商工政策局産業支援課 主査	中瀬 雅夫	総務管理局人事課主査 (政策研究大学院大学に派遣)
商工政策局産業支援課主査 (わかやま産業振興財団)	宮田 隆司	商工政策局商工振興課 主査
商工政策局産業支援課主査 (わかやま産業振興財団)	森 敏郎	商工政策局産業支援課副主査 (わかやま産業振興財団)
商工政策局産業支援課主査 (わかやま産業振興財団)	由井 徹	県工業技術センター 主査研究員
商工政策局産業支援課 主事	田又 美幸	採 用

	(出) 旧 職 名	氏 名	新 職 名
商 工 観 光 労 働 部 商 工 政 策 局 商 工 観 光 労 働 総 務 課	商工労働部商工政策局長	永井 慶一	商工観光労働部長
	商工政策局商工労働総務課長	木村 経多	商工観光労働部商工政策局長
	商工政策局商工労働総務課償還指導室長	田畑 嘉信	商工政策局商工観光労働総務課償還指導室長(課長職)
	商工政策局商工労働総務課副課長	矢口 雅一	労働政策局労働企画課長
	商工政策局商工労働総務課企画員(株和歌山リサーチラボ総務企画)	脇谷 芳行	監査委員事務局第一課総括調査員
	商工政策局商工労働総務課計量指導班長	山名 周夫	計画局統計課課長補佐兼企画調整班長
	商工政策局商工労働総務課総務班長	山崎 良彦	商工政策局商工振興課副課長
	商工政策局商工労働総務課主任	山下 芳弘	商工政策局商工振興課商業振興班長
	商工政策局商工労働総務課主任	細川 一也	商工政策局産業支援課新事業支援班長
	商工政策局商工労働総務課長補佐	糸魚川隆司	河川・下水道局生活排水課副課長
	商工政策局商工労働総務課政策班長兼政策審議室主任	児玉 征也	商工政策局商工観光労働総務課課長補佐兼政策班長 兼政策審議室主任
	商工政策局商工労働総務課主任	堂本 秀明	総務管理局管財課主任
	商工政策局商工労働総務課主任	清水 真己	商工政策局商工観光労働総務課償還指導室主任
	商工政策局商工労働総務課主任	川崎 良雄	農業生産局経営支援課主任
	商工政策局商工労働総務課主査	中島敬三郎	商工政策局商工観光労働総務課償還指導室主任
	商工政策局商工労働総務課主事	平木 剛司	那賀振興局健康福祉部主事
	商工政策局商工労働総務課副主査	石谷 典久	商工政策局商工観光労働総務課償還指導室副主査
	商工労働部長	下 宏	退 職
	商工政策局商工振興課長	高木 一郎	環境政策局循環型社会推進課長
	商工政策局商工振興課商業振興班長	田中 一寿	福祉保健政策局福祉保健総務課社会福祉班長
商 工 観 光 労 働 部 商 工 政 策 局 商 工 振 興 課	商工政策局商工振興課副課長	巽 清隆	福祉保健政策局子ども未来課副課長
	商工政策局商工振興課主任	中島 寛和	商工政策局商工振興課工業振興班長
	商工政策局商工振興課工業振興班長	北本 和敏	和歌山県税事務所納税課長

	(出) 旧 職 名	氏 名	新 職 名
商 工 観 光 労 働 部 商 工 政 策 局 商 工 振 興 課	商工政策局商工振興課主査	谷脇 太雄	計画局企画総務課主査
	商工政策局商工振興課主査	小野 隆明	教育委員会
	商工政策局商工振興課主査	市川 早苗	総務管理局総務学事課主査(県立医科大学)
	商工政策局商工振興課主査	宮田 隆司	商工政策局産業支援課主査(わかやま産業振興財団)
商 工 観 光 労 働 部 商 工 政 策 局 産 業 支 援 課	商工政策局産業支援課長	佐竹 哲治	共生推進局県民生活課長
	商工政策局産業支援課新事業支援班長	藤森 弘之	商工政策局商工観光労働総務課総括課長補佐
	商工政策局産業支援課主任(わかやま産業振興財団)	島 秀之	観光局観光交流課新観光推進班長
	商工政策局産業支援課主任	塩崎 卓司	日高振興局建設部総務管理課長
	商工政策局産業支援課企画調整班長	吐前 聖二	商工政策局産業支援課課長補佐兼企画調整班長
	商工政策局産業支援課主任(わかやま産業振興財団)	吉増 雅一	計画局企画総務課科学技術振興室主任
	商工政策局産業支援課主任	木下 敏	労働政策局雇用推進課主任
	商工政策局産業支援課主事	川端 悠幹	海草振興局建設部主事
	商工政策局産業支援課主査(わかやま産業振興財団)	上野 吉史	県工業技術センター主査研究員



改正『消費生活用製品安全法』が施行されます。(今春施行予定です。)

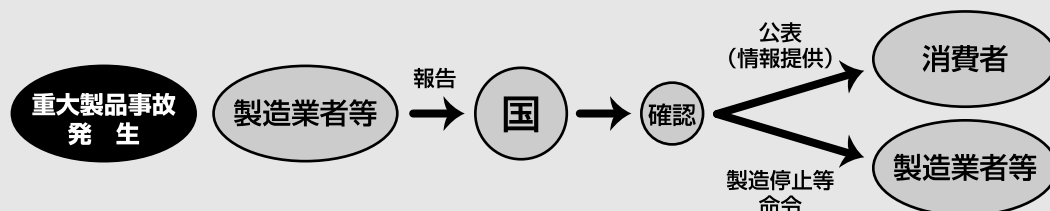
製品事故を防止して、消費者の皆様の安全・安心を目指します。

ガス瞬間湯沸器事故や家庭用シュレッダー事故等を踏まえ、より安全を考えた法律が成立しました。

法律改正 の概要

- ① **重大製品事故についての報告義務**
製造・輸入事業者に対し、重大製品事故の主務大臣への報告を義務づけます。
- ② **主務大臣による公表**
主務大臣は、重大製品事故による危害の発生及び拡大を防止のため必要と認めるときは、製品の名称、事故の内容等を公表します。また必要に応じ製品の製造や輸入を禁止したり回収命令を行います。
- ③ **関連事業者の責務等**
 - ①小売事業者、修理事業者、設置工事事業者に対して、製造・輸入事業者への事故情報の通知に努めることを求めます。
 - ②販売の事業を行う者に対して、製造・輸入事業者が命じられた回収等危害の発生及び拡大を防止するための措置へ協力すること等を求めます。

**万一、製品事故の被害にあわれた場合には、
メーカー・輸入業者・販売店などに至急ご連絡下さい。**



★ 問い合わせ先 ★

近畿経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室

住所：大阪市中央区大手前1-5-44 電話：06-6966-6098

Information

(独)中小機構近畿支部 人材支援部中小企業大学校【関西校研修のご案内】

現場改善の基本手法 ～生産管理シリーズ①～

- 対象者／生産部門の新任・若手リーダー、中堅社員
- 期 間／平成19年4月24日(火)～26日(木)
- 定 員／30名
- 受講料／27,000円(税込み)

コースのねらい

企業におけるものづくりの成否は、生産の第一線で、実際に人と仕事を管理する立場にあるリーダーが、いかに現場の本質をつかみ、効率のよい問題解決を行っているかにかかっていると言っても過言ではありません。この研修では、現場のリーダーの方に、現場改善の重要性や5Sや作業改善といった現場改善技法の活用方法を修得していただき、改善活動を実践するための基礎を養っていただきます。

コースの特色

- ①現場改善の必要性を企業の経営環境の変化や生産管理の機能との関わりにおいて理解していただきます。
- ②「5S」や「作業改善」などについて実務に直結した実践論として学んでいただきます。
- ③リーダーがどう問題と向き合うか、プロとしての心構えを学んでいただきます。

★ お申込・お問い合わせ ★

(独) 中小機構近畿支部人材支援部中小企業大学校関西校 研修担当まで

住所／〒679-2282 兵庫県神崎郡福崎町高岡 TEL／0790-22-5931 FAX／0790-22-5941

e-mail／kan-kenshu@smrj.go.jp URL／http://kansai.go.jp/

会員だより

～元気市場で春の鍋まつり～！

3月4日（日）、和歌山市中央卸売市場（和歌山市西浜）で第2回鍋まつりが開催されました。

最高気温が20度を超え4月中旬並みの陽気となったこの日、和歌山市民の台所を舞台に春の人気祭典が賑やかにオープン！

市民のみなさんに、日々新鮮で安全な食料品をお届けするという公共的な役割を担い、その存在をアピールするこのビッグイベントも昨年に次いで第2回目の開催。

ちゃんこ、クエ、フグ等々、11種類の「鍋」を目指して長蛇の列が並び、野菜や鮮魚、果物などの超新鮮即売会も大人気。

高専ロボコン大会準優勝の和高専ロボットが登場す

るコーナーやカラオケステージなど盛り

だくさんのイベントと相俟ってま

さに元気市場“春の祭典”と

なりました。



和歌山市青果仲卸業（協）

TEL073-432-0560

和歌山市中央卸売市場水産物仲卸業（協）

TEL073-432-2810

和歌山水産物商業（協）

TEL073-433-2658

和歌山市西浜1660番地の401

和歌山市中央卸売市場内

中央会だより

～ 情報連絡員会議開催 ～

3月8日（木）、ホテルグランヴィア和歌山において情報連絡員会議を開催。

中央会では和歌山県内の主要業種の組合役職員40名を情報連絡員として委嘱、毎月1回景気動向について報告を頂いております。

樫尾事務局長挨拶の後、和歌山県商工労働部商工政策局産業支援課金融班長 船井 俊宏氏より、「金融機関と信用保証協会との責任共有制度について」をテーマに講演が行われました。

続いて事務局から情報連絡員報告集計結果の説明、情報連絡員の方々による業界特筆事項についての活発な意見交換が行われ、この1年間を総括する会議となりました。



～ 改正組合法説明会開催 ～

平成19年3月6日（火）、ルミエール華月殿において改正組合法説明会を開催。
昨年5月の会社法施行に伴う整備法による改正に続き、本年4月1日から改正組合法が施行されます。

法施行後、組合規模や事業内容の如何を問わず組合にとって迅速な対応が必要とされることから、中央会では会員組合を対象として全国中央会北原政策推進部長を講師に、標記説明会を開催しました。



～ 役員会開催 ～

3月15日（木）、ルミエール華月殿において、中央会役員会を開催。

平成18年度新規加入組合の承認、補正予算案の承認、平成19年度事業計画と収支予算案が審議され、原案通り可決されました。



中央会だより

～ 65歳雇用導入プロジェクト ～

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の一部改正を受けて、昨年4月1日より65歳までの継続雇用、65歳までの定年延長もしくは定年制の廃止いずれかの措置を講じる必要があります。

中央会でも和歌山労働局の委託を受け、本事業に取り組んで3年の事業期間を本年度をもって終了することとなりました。

3月16日（金）にホテルグランヴィア和歌山で最終の65歳雇用導入プロジェクト達成会議を開催し平成18年度総括のプレゼンテーション等が行われました。

当初65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況57.3%を、本事業を実施することにより84%に推進できたことを報告し終了しました。



～ 活性化情報編集委員会議 ～



3月12日（月）、ルミエール華月殿において第2回活性化情報編集委員会議を開催しました。

毎月発行の「中央会わかやま」を更に充実させ、平成19年度発行に向けて、より迅速な情報提供を行っていこうと編集委員の方々から様々なご意見を伺いました。

平成19年4月1日から 高年齢者雇用確保措置の 義務対象年齢が 63歳に引き上げられます

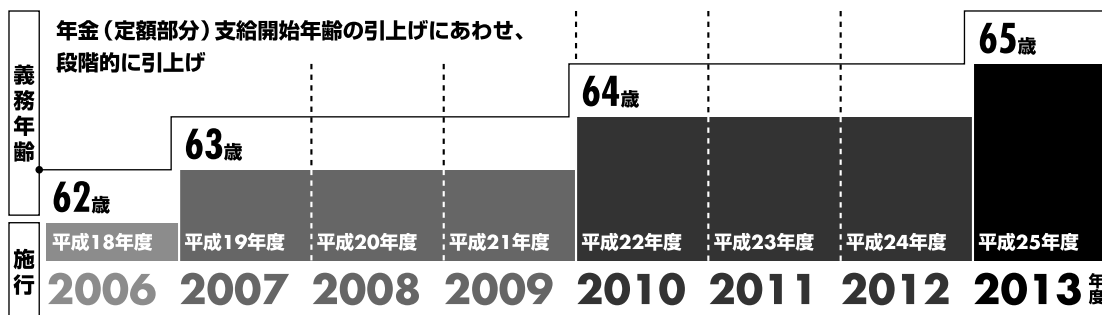
いずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じることが義務づけられています

① 定年の引上げ

② 継続雇用制度の導入

③ 定年の定めの廃止

※継続雇用制度の導入については、原則は希望者全員を対象とする制度の導入が求められますが、事業主が労使協定により、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、措置を講じたものとみなされます。



なお、上記の高年齢者雇用確保措置の実施義務化の対象年齢は、あくまでも当該期間内における高年齢者雇用確保措置の制度上の義務化年齢を定めているものであり、当該期間中に定年に到達した者の雇用終了年齢を定めているものではありませんので、ご注意ください。

このため、例えば、60歳定年の企業における、定年到達日の属する期間別の継続雇用制度等の雇用終了年齢（少なくともこの年齢に到達する日までの雇用が必要）は次のとおりになります。

平成18年4月1日～19年3月31日

..... > 60歳定年到達者：63歳

平成19年4月1日～21年3月31日

..... > 60歳定年到達者：64歳

平成21年4月1日以降

..... > 60歳定年到達者：65歳

高年齢者雇用確保措置の 実施に当たって 問題を抱えている事業主の方は…

相談・援助

「高年齢者雇用アドバイザー」から人事・労務管理制度等に関する専門的・技術的アドバイスを無料で受けられます！

継続雇用制度奨励金

平成19年3月31日までに、65歳以上までの定年の引上げ、希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入等を行うなど、一定の要件を満たした場合、「継続雇用制度奨励金」が支給されます！

詳しくは都道府県高年齢者雇用開発協会へお問い合わせください
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構ホームページもご覧ください
<http://www.jeed.or.jp/>

お問合せは中央会まで
TEL 073-431-0852

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/kourei2/index.html>もご覧ください。

全国先進組合事例

北海道

お買い物は信頼と安心のあさいっちゃんマークのお店で！

函館朝市協同組合連合会

所在地 〒040-0063
函館市若松町9番19号

電話番号 0138-22-7981

FAX番号 0138-22-7936

設立 昭和62年4月

出資金 1,290千円

組織形態 共同店舗組合

地区 渡島支庁

主な業種 卸売業、小売業、サービス業

組合従業員 3人

組合員 5組合（所属員83人）

URL [http://](http://www.hakodate-asaichi.com)

www.hakodate-asaichi.com

「函館朝市」・イメージキャラクター「あさいっちゃん」のロゴマーク商標登録による会員・非会員の差別化と「函館朝市」のブランド化及び広告媒体での活用を図る

背景と目的

「函館朝市」の名前を使った商品が出始め、あたかも函館朝市内にある店舗との印象を与えこれからの様な店が出てきかねない状況であった。また、函館市内でも旅行業者とのつながりをもって、函館朝市の名前を使った朝市連合会加盟店以外の事業者が出てきたので、差別化を図る意味で取り組むことになった。



▲朝市野外

事業・活動の内容

販売促進委員会の中に商標登録の担当委員を置き、その担当委員が中心となり活動を行った。商標登録までの経緯としては、平成15年7月に函館朝市協同組合連合会を商標登録出願人として「函館朝市」の団体商標登録申請をしたものの、平成16年3月に特許庁により商品産地、販売地を表示するに過ぎない商標は登録できない旨の回答があった。また、類似の商標がすでに登録されているため、この点でも登録できないとのことであった。しかし、特許庁より指摘のあった以上の2点については、特許事務所より需要者の間に広く認識されていれば商品の産地、販売地を表示するに過ぎなくても商標登録を受けることができるとのアドバイスを受けたことから、そのための資料を揃えた。以上の手続きを経た上で、平成16年8月に特許庁に「函館朝市」の商標登録を再出願（審査請求）した。これが認められ平成18年6月に団体商標として登録された。

成果

主な成果としては、①「函館朝市」の商標登録により、エリア外はもちろんエリア内においても「函館朝市」の名前の使用を制限できるようになった。また、朝市連合会として名前を大いに宣伝することによる波及効果が期待できるようになった。さらに、いろいろな独自の商品を開発しアピールできるようになった、②イメージキャラクター「あさいっちゃん」のロゴマークをパッケージに取り入れた商品開発ができるようになった、③商標を各種広告媒体に活用ができるようになったことが挙げられる。



所在地 〒640-1174

海南市木津273

出資金 2,000千円

主な事業 通所介護サービス

電話番号 073-485-3001

従事組合員 4人

FAX番号 073-485-3002

組合従業員 2人

設立 平成17年11月

組合員 4人

古民家を改装した施設で高齢者対象の通所介護サービスを開始。
 「高齢者の憩い空間」をモットーに個々の利用者の体調・意思に
 合わせた対応を心掛け好評を博している

背景と目的

高齢者福祉事業所に勤務していた当組合理事長が、高齢化が特に進んでいる出身地（海南市郊外）において通所介護サービス事業の創業を志向。その趣旨を理解した勤務先からの協力が得られたため、具体化することとなった。事業を開始するに当たって、出身地近くの空古民家を使用すべく持主に交渉したところ、承諾が得られたのでこれを改装した。この改装した古民家を「和が家」と名付け、近隣に居住する高齢者の憩いの場とした介護活動を平成17年に開始した。なお、組合設立に当たっては理事長の元勤務先役員や中央会の支援が大きかった。

組合の特徴と事業の内容

組合の特徴としては、組織面では組合員4人、スタッフ2人計6人であるが、組合員のうち理事長も含めた3人及びスタッフ2人は前勤務先と関係がある。また、1人を除く全員がヘルパー2級以上の資格を有し、うち2人はさらに高度の資格を併せ持っている。事業運営のモットーは「高齢者の憩い空間」であり、アットホームな雰囲気づくりを目指し、サービス面においては規模の大きな施設では難しいキメの細かいサービスを提供しようとしている。サービスの内容は主に①血圧・熱測定、②談話、③昼食・おやつ、④グループ外出、⑤機能訓練リハビリなどで、個々の利用者の体調・意思を重んじ、また、昼食は給食業者に調整してもらった食事を、見栄え良く目でも味わえる様に同施設で別の器に盛り付けて提供している。なお、開所日数は週5日、開所時間は9～16時の7時間である。



▲前田理事長

成果

主な成果としては、①施設提供サービスでは、利用者の高評価と口コミに伴う組合知名度の高まりによる利用者の増加があった（現在は利用契約者35人であるが、他に利用希望者かなりあり）、②理事長が高齢者福祉事業の経験があったこと、また、優れた識見・旺盛な意欲・先見力・行動力もあったことから事業を円滑に進めることができた、③理事長の前職場である高齢者福祉事業経験者の協力を得られたことなどが挙げられる。



▲竈のある施設内



▲和やかにくつろぐ

愛媛県

「あいツアー」のブランド化による販路・市場開拓 愛媛県旅行業協同組合

所在地 〒790-0001

松山市一番町1丁目14番地10

電話番号 089-932-8078

FAX番号 089-932-8326

設立 平成3年11月

出資金 10,700千円

組織形態 同業種同志型組合

地区 愛媛県

主な業種 旅行業

組合従業員 2人

組合員 18人

URL <http://www.ehime-iinet.or.jp/aitour/>

低迷する組合員を活性化するため、組合共同企画商品「あいツアー」のロゴを商標登録し、商品の組合ブランド化を図ることにより、販路・市場開拓に取り組む

背景と目的

消費者ニーズの多様化により、一般的な募集旅行企画では、大手旅行者に対して価格面・企画面で見劣りし勝てないことから、組合共同企画として商品を提案することにより、信用力と競争力が高まるものと思い取り組むこととした。さらに、組合商品のブランド力を高める効果が期待できると考え、愛媛を愛する「あい」と旅行を愛する「あい」をイメージした内容である「あいツアー」のロゴを商標登録した。

事業・活動の内容

これまでの組合員の消費者情報を持ち寄り、オーナー会議にて消費者ニーズにマッチした企画を検討し、商品化され、各組合員の店頭にて販売する。また、他県の旅行組合や旅行関連業者との連携により共同企画を行うこともある。さらに、個々の組合員では企画できないものについては、組合が各組合員の要望を受けて商品企画を行っている。

成果

県内外の観光関連業者との協力会が350社となり、協力会発信の地元情報により、「この場所しか見られない」「ここでしか体験できない」旅行プランが提案できるようになった。また、組合間の情報交換が活発となり消費者ニーズに合った商品を提供できるようになった。今後期待される効果としては、①県内最大観光地である道後温泉組合との連携による販売活動、②他県の同業組合との連携による仕入れ、販売力の強化、③異業種の組合との連携による販路拡大が考えられる。



わかやま POWERで バックアップ!

和歌山パワー



平成19年度 地域労使就職支援機構事業実施内容

当機構は

- ・企業合同面談会の開催
- ・就職能力向上セミナー・講習会の開催
- ・再チャレンジ支援事業(トライアル雇用)の推進
- ・無料職業紹介

を行っております。詳しくは支援機構まで!!

和歌山県地域労使就職支援機構 (厚生労働省委託事業)

〒640-8227 和歌山市西汀丁26(県経済センター4F)

TEL.073-402-2111 FAX.073-425-5086

・Eメール roushi.s.s.k@carrot.ocn.ne.jp

・ホームページ <http://www.waroushi.jp>

構成団体／連合和歌山・経営者協会・中小企業団体中央会・商工会議所連合会・商工会連合会

情報連絡員発表

2月分

D I (ディフュージョンインデックス) 値

D I 値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。

D I 値=増加(好転)割合 - 減少(悪化)割合

D I 値>0 ... 景気上向き

D I 値=0 ... 景気横ばい

D I 値<0 ... 景気下向き

業界景況/前月比

-30.0/前月比5ポイント改善

前年同月比の景気動向

増加・好転↑ 不変→ 減少・悪化↓

業 種	項 目	売 上 高	収 益 状 況	資 金 繰 リ	業 界 景 況
製 造 業	食 料 品	→	→	→	→
	繊 維 同 製 品	↓	↓	→	↓
	木 材 木 製 品	→	↓	↓	↓
	印 刷	↓	↓	↓	↓
	化 学 ゴ ム	→	→	→	→
	窯 業 土 石 製 品	↑	→	→	→
	鉄 鋼 金 属	→	→	→	↑
	そ の 他	↑	↓	→	→
非 製 造 業	卸 売 業	→	↓	↓	↓
	小 売 業	↓	↓	↓	↓
	商 店 街	↓	↓	↓	↓
	サ ー ビ ス 業	↓	↓	↓	↓
	建 設 業	↓	↓	↓	↓
	運 輸 業	→	↓	→	↓
D I 値		-17.5	-35.0	-27.5	-30.0

(情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100%)

総 評

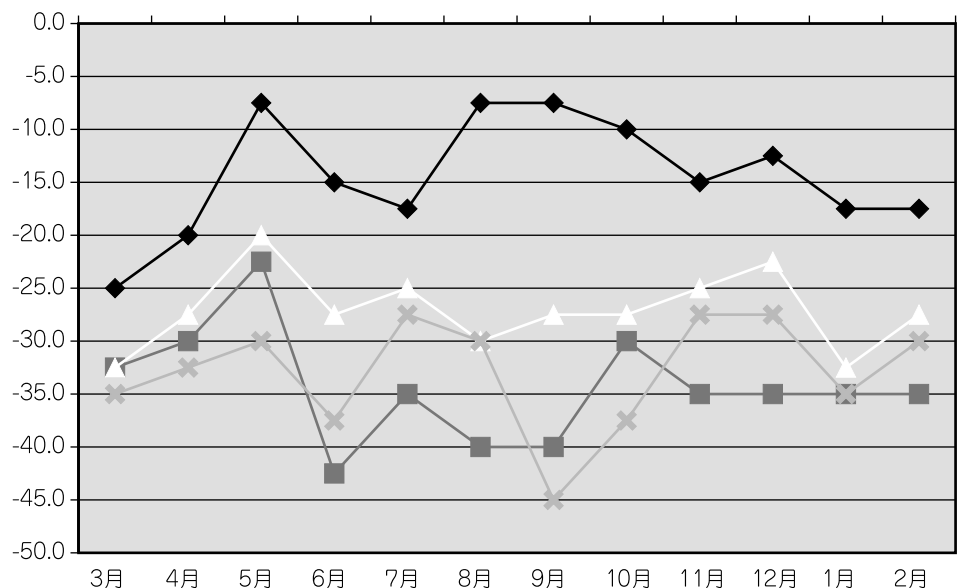
前年同月比における「業界景況」判断指数(D I 値: 景気動向指数)は、マイナス30ポイントであり、同1月調査と比べ5ポイント改善した。

同1月調査と比べ、「資金繰り」が5ポイント改善。「売上高」はマイナス17.5ポイント、「収益状況」はマイナス35ポイントで1月調査と同じポイントとなった。

2月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は23名、「悪化」との回答は15名で、「好転」との回答は2名であった。

年間D I 値
(前年同月比)
の推移

◆ 売上高
■ 収益状況
▲ 資金繰り
× 業界景況



● 製造業 ●

繊維・同製品	異常気象による販売環境の変化が今後の受注等に悪影響を及ぼすかも？(ニット) 売上数が減っている。(手袋)
木材・木製品	先月から二極分化の傾向が強い。マンション等一部の納入業者は、先月同様納期に追われているが全体的には低調な状況が続いている。(建具)
化学ゴム	出荷量、出荷額ともに昨年同月同様です。(化成品)
鉄鋼・金属	ユーザーからの受注量は依然として安定しており仕事量は十分な状況が続いている。 (鋳物)
その他	前年同月より売上は微増だが、原価が上昇している分景況が好転するまでには至っていない。(紀州漆器)

● 非製造業 ●

卸売業	2月度は特に変化は有りません、公共事業の年度末は以前の様な工事量もなく寒い感じ です。3月に入り決算時期を迎えておりますが、同業各社共売上の伸びはありますが、鉄、銅、 など各商品の価格高騰による要素を含み実質的な増額が考えものです。(電設資材)																
小売業	消費者がどこでお金を遣っているのかと思えるような冷え込み状態です。先日近畿の同 業の会議に出席したら和歌山だけでなく近畿各府県でも同じ状況のようです。景気が上 昇気流といっていますが我々のような小売業界、先行きどうなるのでしょうか。皆さんの 不安が一杯です。(県時計貴金属眼鏡)																
	先日市長に中心市街地活性化は、来年度も和歌山市の重点施策の一つであると云われた。 しかし過去20年ぐらい前から地盤沈下対策・浮上策ということで、公費投入し活性化事 業を試みてきたが効果はない。集客を図るには地区内の定住者を増やすことが肝要と思 うが、そういう対策は採られていない。(和歌山市)																
	先月同様な状況です。月初め頃はまあまあと感じましたが中頃より後半が悪かったよう です。今後春の商戦にがんばりたいと考えます。(田辺市)																
サービス業	自由で豊かで平和な社会ですが、異常気象「冬のない日本列島」ではないかと感じてます。 今、旅行業界に横たわる難問題は、完全に生活感覚の変わった若者に対する運営プラン(素 泊・食事のみ・門限無し)と、気儘な客人の対応に悩まされています。(旅館)																
	<table> <tr> <td>宿泊人員(対前年同月比)</td><td>120.8%</td></tr> <tr> <td>総売上</td><td>112.9%</td></tr> <tr> <td>1人当たりの消費単価</td><td>93.4%</td></tr> <tr> <td>総宿泊料金</td><td>118.1%</td></tr> <tr> <td>1人当たりの宿泊単価</td><td>97.7%</td></tr> <tr> <td>H18/1～2 宿泊人員</td><td>139,796人</td></tr> <tr> <td>H19/1～2 宿泊人員</td><td>167,214人</td></tr> <tr> <td></td><td>27,418人増(19.6%増)</td></tr> </table> 春休みを迎えるこのシーズン、卒業旅行をかねた若いグループの旅行者の姿が目立つ。 休館施設を引き継いだ施設の稼働も軌道にのってきている。(白浜温泉旅館)	宿泊人員(対前年同月比)	120.8%	総売上	112.9%	1人当たりの消費単価	93.4%	総宿泊料金	118.1%	1人当たりの宿泊単価	97.7%	H18/1～2 宿泊人員	139,796人	H19/1～2 宿泊人員	167,214人		27,418人増(19.6%増)
宿泊人員(対前年同月比)	120.8%																
総売上	112.9%																
1人当たりの消費単価	93.4%																
総宿泊料金	118.1%																
1人当たりの宿泊単価	97.7%																
H18/1～2 宿泊人員	139,796人																
H19/1～2 宿泊人員	167,214人																
	27,418人増(19.6%増)																
運輸業	輸送数量は横ばい 鉄鋼関係は活発な動きである。燃料の軽油価格は1月より¥/1円程 度下がる。この程度では、収益にあまり寄与しない。2月中旬以降原油が上昇してきてい るし月末には為替が大きく円高へと変化してきている。これらを考えると4月以降又大幅 な値上げとなるのは必至である。我々に取っては大変なことである。(市運送事業)																

充実した中央会共済制度のご案内

— 堂々のラインナップ! —

共済制度実施団体 ● 和歌山県中小企業団体中央会 / 加入資格 ● 中央会の会員に属する法人・事業主

オーナーズプラン

事業保全資金の確保と役員退職金の準備

- ゆるぎなき経営のために豊かな保障を実現します。
- 掛金のご負担は全額事業主負担です。
- 大型保障による事業保全資金の確保のみならず、生前給付保障の活用により事業継続におけるリスク対応が可能です。
- 事業継承プランも取り揃えております。

総合保障プラン

事業主・役員・従業員の弔慰金・見舞金制度

- 掛金のご負担は全額事業主負担となり、法人の支払った掛金は損金（全額もしくは一部）として算入でき、事業主が従業員のために支払った掛金は必要経費となります。被保険者の給与にもなりません。

特定退職金共済制度（新企業年金保険）

従業員の退職金制度

- 掛金のご負担は全額事業主負担となり、月々の掛金は従業員一人1000円（1口）から30,000円（30口）までです。
- 掛金は損金（必要経費）として算入でき、従業員の給与にもなりません。（所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条）

パートナーズプラン

個人向けの死亡・医療保障制度

- 掛金は加入者負担です。
- 死亡保障・3大疾病に備える保障・1泊2日からの入院保障をはじめ必要に応じた保障の付加が可能です。

共済制度のご照会・ご相談は下記までご連絡下さい。

三井生命保険株式会社 和歌山支社

和歌山市北汀丁7番地 TEL:073(432)3360 FAX:073(431)5280

※各商品の概要を簡単に説明したものです。詳細は該当の商品パンフレットをご覧ください。

火災共済

和歌山県火災共済協同組合・和歌山県中小企業共済協同組合

普通火災共済 ①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災・雪災
総合火災共済 上記①～④及び ⑤物体の落下・衝突 ⑥騒じょう・労働争議 ⑦水ぬれ ⑧盗難 ⑨水災 } 担保されます

自動車事故見舞金共済

他の保険と無関係で加入車輛に係る人身事故の場合、契約者に共済金が支払われます。

保障金額（給付総額は300万円が限度です。）

給付内容	保障金額	備考
死亡共済金	300万円	被害の日から180日以内の死亡（1事故につき300万円）
後遺障害共済金	10万円～300万円	後遺障害共済金
医療入院	1日につき3,000円 複数傷害者でもよく12,000円限度	300万円限度・365日限度
共済金退院	1日につき1,500円 複数傷害者でもよく12,000円限度	実通院、往診を受けた日数・300万円限度・365日限度

加入車種と共済掛金（1年間の掛金）

車種	掛金額
自家用軽乗用自動車	5,500円
自家用軽貨物自動車	5,500円
自家用乗用自動車	11,000円
自家用小型貨物自動車	11,000円
自家用普通貨物自動車	2t以下 17,000円
〃	2t超 27,000円

問合先 ● 和歌山市西汀丁26番地 TEL (073) 431-3288 (代)

富士火災の 和歌山県中央会集団扱制度

和歌山県中央会集団扱制度とは、各種損害保険を一般で加入するよりも保険料が最大約9%安くなる※お得な保険制度です。

※保険種類・払込方法により異なります。

グループ傷害保険

経営安心部長



- ①労災認定を待たずに保険金をお支払い！
- ②従業員の入替りや人数の増減の際にも報告や精算が不要！
(売上高方式の場合)
- ③通勤途上や経営者の業務上災害も補償！
- ④特約により24時間補償、病気死亡による葬祭費用も実費補償！
※葬祭費用保険金は建設業の場合下請負人およびアルバイト・パートは被保険者に含まれません。
- ⑤入院・通院保険金は1日目からお支払い！
- ⑥特約により地震などの天災を補償！
- ⑦建設業の場合、下請負人担保・経営事項審査の加点対象！
※経営事項審査の加点となるのは、一定の条件を充足した場合のみです。

グループ傷害保険

入院医療保険金支払特約付帯



- ①お工作中的のケガはもちろん、日常の病気入院も補償！
 - ②年齢・性別・職業に関係なく保険料は一律！
※入院医療保険金特約にかぎります。
 - ③医師の診査は不要。各人の告知も不要！
※被保険者数が5名以上の場合に限りです。
 - ④記名不要の人数式契約で、人の入替え時もスムーズ！
 - ⑤全員付保の場合に掛金は全額損金処理が可能！
- 被保険者数5名以上かつ全員付保（一部例外を除く）が条件となります。

医療保険

医療費用担保特約付帯



ケガまたは病気により日本国内で一泊2日以上入院した場合

- ①健保の3割自己負担分をお支払いします！
- ②差額ベッド代をお支払いします！（日額15,000円限度）
- ③入退院時の交通費をお支払いします！
- ④ホームヘルパー費用、付添看護費用をお支払いします！
- ⑤最先端技術の高度先進医療費用をお支払いします！

※この広告の内容は概要の説明です。詳しくは、弊社担当者社員・代理店にご照会ください。

富士火災海上保険株式会社

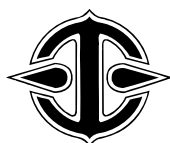
〈本 社〉
〒542-8567
大阪市中央区南船場1-18-11
TEL.06-6271-2741（大代表）
HOME PAGE
<http://www.fujikasai.co.jp>

〈東京本社〉
〒104-8122
東京都中央区銀座2-12-18
TEL.03-3542-3911（大代表）





桃源郷（紀の川市 桃山町）



和歌山県中小企業団体中央会

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地

和歌山県経済センター7階

TEL 073-431-0852

FAX 073-431-4108

URL <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/>

E-mail info@chuokai-wakayama.or.jp